

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
取引業者から徴収する誓約書に関する方針

令和3年12月13日

国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部長決定

(目的)

第1条 この方針は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程（以下「運営・管理規程」という。）に基づき、不正防止に努めるために本所と取引のある業者から徴収する誓約書の取扱いについて定めることを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この取扱要領における対象研究費は、運営・管理規程第2条に掲げる研究費とする。

(対象業者)

第3条 誓約書を徴収する業者は、以下に該当するものとする。

- 一 契約金額が80万円以上となる業者
- 二 前号のほか、総務部長が必要と認めた業者
- 2 以下の業者は誓約書の徴収の対象から除くものとする。
 - 一 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
 - 二 学校法人
 - 三 国際組織、外国企業等（国内事業所は除く。国内事業として取り扱う。）
 - 四 電気、ガス、水道、通信、郵便事業等
 - 五 弁護士、会計監査法人、税理士、特許事務所等
 - 六 営利目的（商取引、反復継続）としての相手方でない個人（謝金、報酬等対象者）
 - 七 その他本件対象になじまない業種・相手方
- 3 誓約書の徴収回数は1回とし、本所の不正取引防止に関する方針やルール等を見直した場合にはあらためて徴収するものとする。

(庶務)

第4条 この方針に係わる事務は、総務部会計課が行う。

附則

この要領は、令和3年12月13日から施行する。